



2026 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア シ ロ

代表者名 代表取締役社長 中 山 博 登

(コード番号：7378 東証グロース)

問合せ先 上 級 執 行 役 員

管理本部 本部長 河 原 雄 太

ir@asiro.co.jp

イオン保険サービス株式会社との業務提携契約の締結及び個人向け 総合弁護士データベース「リーガルメイト」提供開始に関するお知らせ

当社は、個人のお客様が日常生活における法的トラブルに直面した際、弁護士へ即アクセス可能な総合弁護士データベース「ベンナビ crown」（以下「本サービス」といいます。）について、イオン保険サービス株式会社（以下「イオン保険サービス」といいます。）を販売代理店とする旨の業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結するとともに、2026 年 6 月 26 日からイオン保険サービスの販売チャネル向けに本サービスを「リーガルメイト」のブランド名称で提供すること（以下、これらを総称して「本提携」といいます。）にいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社では、月間訪問ユーザー数が約 500 万人におよぶ国内最大級の弁護士相談ポータルサイト『ベンナビ』を運営しており、10 年間にわたり蓄積したノウハウにより多くのユーザー様にご評価をいただいております。この度、個人のお客様が迷わず専門性の高い弁護士に法律相談ができる仕組みとして、より手軽に利用可能な「ベンナビ crown」の展開を行っております。本サービスは、万が一の法的トラブルに備え、迅速にプロの弁護士へアクセスできる環境を提供するものであり、日常生活における安心を求める個人のお客様のニーズに合致したサービスとなっております。

一方、イオン保険サービスは、「イオンカード」をはじめとするイオングループの総合金融事業を担うイオンフィナンシャルサービス株式会社の連結子会社として全国に広範な顧客基盤を有しております。そのなかでも、「ネットでかんたん保険」等のイオンカード会員専用の保険商品や「自転車安心パック」など個人のお客様向けの保険サービスを通じ、日々の生活における安心・安全を求める多数の顧客接点を保有しております。当社といたしましては、同社の強固な個人向け販売チャネルを通じて本サービスを提供することにより、現在まで当社がアプローチできていない個人顧客基盤の開拓に繋がる一方、イオン保険サービスにおいてもお客様へ提供可能なリーガルサポート商品の拡充に資する等、本提携が双方の企業価値の向上に資することから、本契約の締結及び本提携の開始に至ったものでありま

す。

2. 本提携の概要

本提携の内容は以下のとおりであります。

(1) 「リーガルメイト」の提供

当社は、イオン保険サービスの販売チャネル専用のブランド名称として本サービスを「リーガルメイト」の名称に改めたうえで、エンドユーザーに提供いたします。「リーガルメイト」は、日常生活の中で発生した法律トラブルの分野ごとに、専門性の高い弁護士の情報を網羅した個人向けの総合弁護士データベースサービスです。交通事故、離婚問題、遺産相続、労働問題、借金問題、IT・ネットトラブル、不倫慰謝料、刑事事件など、身近に起こりうる幅広い領域に対応しています。利用者は、掲載弁護士の中から、自身の希望に沿った弁護士を主体的に検索・選択し、直接面談予約を完結できるシンプルな仕組みとなっております。

※ ご参考情報（上記サービスに関する内容）：<https://bennavi-crown.com/aeon/>

(2) 「リーガルメイト」の販売促進活動

イオン保険サービスが販売代理店となり、同社グループのブランド力と顧客基盤を活用して、「リーガルメイト」を販売する体制の構築・販売促進を進めてまいります。

3. 本提携の相手先の概要

(1) 名 称	イオン保険サービス株式会社	
(2) 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 角谷 修一	
(4) 事 業 内 容	① 生命保険募集業 ② 損害保険及び少額短期保険代理業 ③ クレジットカード業及びその業務の取次、事務代行業務 ④ 銀行法に定める銀行代理業	
(5) 資 本 金	250,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	1990 年 1 月 16 日	
(7) 大株主及び持株比率 (2025 年 2 月末現在)	イオンフィナンシャルサービス株式会社 99.02% イオン株式会社 0.98%	
(8) 当 社 と 当 該 会 社 と の 間 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以 上